

吉田町子どもと親の相談員設置要綱の新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(業務時間)</u></p> <p>第5条</p> <p>相談員の業務時間は、年間<u>600時間</u>以内とする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(報償費)</p> <p>第6条 相談員の報償費は、1時間当たり<u>1,200円</u>とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(業務日等)</u></p> <p>第5条 <u>業務日は、毎週3日以内とする。ただし、業務日が吉田町立小・中学校管理規則(平成14年教育委員会規則第2号)第4条に掲げる休業日に当たるときは業務を行わないものとする。</u></p> <p>2 相談員の業務時間は、年間<u>480時間</u>以内とする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(報償費)</p> <p>第6条 相談員の報償費は、1時間当たり<u>1,050円</u>とする。</p>